

尾瀬を守る会  
会長 大石 正光

構成団体  
福島県自然保護協会  
尾瀬自然保護指導員福島県連絡協議会  
全国山林保護ネットワーク  
NPO 法人 尾瀬自然保護ネットワーク

## 尾瀬国立公園を生物多様性国家戦略 2012-2020 のモデル地区へ

### -尾瀬の過剰な human-impact と管理に関する提言-

#### 1. はじめに

尾瀬国立公園管理計画書が2013年（平成25年）8月に初めて発表された。2007年（平成19年）に尾瀬が日光国立公園から分離独立、会津駒ヶ岳地域などを組み入れた尾瀬国立公園が設立されて、初の管理計画書である。尾瀬ビジョンを踏まえた方針で発信をされているが、尾瀬ビジョンで指摘された適正利用、環境保全の課題改善の進捗は見られず、多くは引き続き課題として掲げられている。

また一昨年秋に自然共生社会の実現に向けた具体的な戦略として「生物多様性国家戦略 2012-2020」が閣議決定され、公表に至っている。これは生物多様性基本法第11条の規定に基づき、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する政府策定の基本的な計画であり、速やかに実行に移していただきたい。

「尾瀬を守る会」は、尾瀬が抱える緊急かつ優先課題として提言する。この地域を生物多様性国家戦略のモデル地区として、早期に検討すべき時期と考える。

#### 2. 提言

##### ①利用調整地区制度の導入

自然環境保全のためには、一日の入山者数の制限を行うべきである。この入山者数のコントロールは、喫緊の課題である。

過剰利用による植生破壊や野生動物の生息環境の攪乱を防止するため、特別保護地区への立ち入りに対して自然公園法に基づく利用調整地区に指定する（自然公園法15条）。一日の入山者総数を5,000人とし、鳩待峠入山者数を最大3,000人、沼山峠口を同、2,000人に制限する。

公園内への立ち入り手数料（自然公園法23条）は、環境維持整備金（入山料）等一人1,000

円を徴収し、登山道や木道整備等に充当する（受益者負担）。

現状のような入山者の無制限な受け入れは、尾瀬の植生、湿原、土壌踏圧など自然環境に大きな負の影響をもたらすのみならず、利用者の快適性確保に多大な影響も及ぼす。規制、誘導を通じて、尾瀬の快適性と自然環境保全の推進を図るべきである。

## ②湿原内における木道設置の再検討

特別保護地区の核心部分への縦断ルートは、尾瀬の景観を損なうことになる。

この湿原中央部に位置する木道の影響により、湿原は水流の変更を余儀なくされ、湿原が掘られたり、乾燥化も助長している。湿性植物に多大な影響のある木道は、湿原外へ移設すべきである。

特に山の鼻～見晴間および大江湿原では、湿原の核心部に木道が設置されたため、植生に多大な負荷がかかり続けている。

## ③環境省公認尾瀬ガイド制度の新設とガイド帯同の義務付け

環境省公認の高品質の尾瀬ガイド制度を新設し、認定されたガイド帯同による入山およびレクチャー受講を制度化する。

地域の自然や文化について知識を有するガイドから、ハイカー、観光客が案内を受け、環境の保護に配慮しながら自然や文化とふれあうことで、尾瀬への理解が一層深められる。生物多様性の保全と持続可能な利用の推進として、環境省公認尾瀬ガイド制度は有効な手段である。同時に自然公園利用の質の向上にも寄与するもので、特に観光バスなどを利用する団体グループには、自然保護のためにも公認ガイドの利用を義務付けるべきである。人数はガイドを含め10人以内とする。

## ④至仏山の全面入山禁止

登山道の継続利用は中止し、植生回復が確認できるまでは入山禁止措置を図る。

崩壊地が露呈している至仏山は、9年間（当初計画では10年間）の入山禁止措置を解除して、無制限な入山を続けた結果、山肌の崩れが著しく、一部では土壌のすべてが流され、岩盤が広範囲に露呈、登山道が完全に崩壊している。有識者による保全対策会議において、現道を改良しても土壌の浸食が拡大、自然回復が厳しいとの指摘がなされている。自然環境が極度に劣化し、生態系が分断された箇所に対しては、自然再生事業の推進が強く望まれる。

## ⑤山小屋の在り方の検討

山小屋は特別保護地区、特別天然記念物である稜線内から移動すべきである。

湿原、沼に対して有形、無形の負の影響のある山小屋、キャンプ場など特別保護地区内には全くふさわしくない。また尾瀬公園内の不法投棄による“負の遺産”と言われるゴミは、山小屋の経営者による投棄より始まり、未だ解決に至っていない。早急に対策を講ずるべきである。

(以上)